

賃貸借契約書（案・2者契約）

島根県（以下「借主」という。）と〇〇〇〇（以下「貸主」という。）とは、島根県立特別支援学校小・中学部児童・生徒用一人一台端末（Windows）整備事業一式について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

（貸借物件）

第1条 貸主は、その所有する次の物件（以下「貸借物件」という。）を借主に賃貸し、借主は、これを賃借する。

物件の表示	物件名	島根県立特別支援学校小・中学部児童・生徒用一人一台端末（Windows）整備事業一式
	数量等	品目別内訳明細表のとおり
	設置場所	調達仕様書のとおり
	保守等	調達仕様書のとおり

（用途）

第2条 借主は、貸借物件を島根県立特別支援学校小・中学部児童・生徒用一人一台端末の用に供するものとする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借の期間は、令和8年12月1日から令和13年11月30日までとする。

（賃借料）

第4条 貸借物件の賃借料は、次のとおりとする。

支払総額〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

2 前項に規定する賃借料の各会計年度における支払限度額は次のとおりとする。

令和8年度 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和9年度 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和10年度 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和11年度 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和12年度 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和13年度 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

3 賃借料は毎月支払うこととし、賃借料の月額は「資金計画」のとおりとする。

4 賃貸借期間に1月未満の端数があるときは、賃借料は日割計算により算出した金額とする。

5 第1項の賃借料は、借主が貸主から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払わなければならない。

6 賃借料の当該月分の支払を翌月に請求するものとする。ただし、賃貸借期間の最終月分については、第15条に定める業務完了後に請求するものとする。

(契約保証金) ※入札後、確定

第5条 (A)貸主が、借主に納付すべき契約保証金は、免除する。

(B)貸主が、借主に納付すべき契約保証金は、金〇〇〇〇円とする。

(公租公課)

第6条 賃借物件に関する公租公課は、貸主の負担とする。

(遅延利息)

第7条 借主は、正当な理由によらないで賃借料を第4条第3項による指定された期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未払額について年3.0パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率）で計算して得た金額に相当する遅延利息を貸主に支払わなければならない。

(売却の制限等)

第8条 貸主は、借主の承諾を得ないで賃借物件を第三者に売却してはならない。

2 貸主は、賃借物件に抵当権、質権その他形式のいかんを問わず、借主の賃借物件の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

(譲渡又は転貸の禁止)

第9条 借主は、貸主の承諾がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は賃借物件を転貸してはならない。

(賃借物件の現状変更)

第10条 借主は、賃借物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ貸主の承認を受けなければならない。ただし、ハードディスク等記憶媒体への記録等による変更は除く。

(契約内容の変更等)

第11条 借主は、必要があると認めるときは、貸主と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するとき、借主と貸主とが協議して定める。

(協議解除)

第12条 借主は、必要があるときは、貸主と協議の上、この契約を解除する

ことができる。

- 2 借主は、前項の解除により貸主に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第 13 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、借主は、この契約を変更又は解除することができる。

(契約の解除)

第 14 条 借主又は貸主のいずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 貸主が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているときは、借主は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(貸借物件の返還)

第 15 条 賃貸借期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、貸主の負担においてこの貸借物件を撤去し、引き取ること。

- 2 前項の規定により引き取った貸借物件に記録された電磁的情報を、貸主は速やかかつ確実に消去しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 借主又は貸主のいずれか一方がこの契約に違反した場合又は第 14 条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第 17 条 この契約の締結に要する費用は、貸主の負担とする。

(再委託)

第 18 条 この契約に係る業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に借主の承認を得るものとする。

(個人情報等の保護)

第 19 条 貸主は、この契約による業務を処理するための個人情報等の取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を守らなければならない。

(協議)

第 20 条 この契約書に定めない事項又はこの契約に関して疑義があるときは、借主及び貸主が協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、借主及び貸主の
両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

借主 島根県松江市殿町1番地
島根県
島根県教育委員会 教育長
井手 久武

貸主

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1 貸主は、個人に関する情報その他の非公開情報(島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号)に規定する非公開情報をいう。)及び貸主がこれと同等の取扱いが必要と認める情報(以下「個人情報等」という。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人及び法人その他の団体の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 貸主は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 貸主は、この契約による業務を行うために個人情報等を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 貸主は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 貸主は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報等が記録されている媒体の管理、個人情報等を取り扱う区域(以下「取扱区域」という。)の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第6 貸主は、第5の個人情報等の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 貸主は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 貸主は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 貸主は、借主に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託)

第8 貸主は、借主が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者(借主の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 貸主は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を借主に申請し、その承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方の名称

(2) 再委託が必要な理由

(3) 再委託を行う業務の内容

(4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報等

- (5) 再委託の相手方に求める個人情報等の安全管理措置の内容
- (6) 再委託の相手方の監督方法
- 3 再委託を行う場合、貸主は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。
- 4 貸主は、再委託をする業務における個人情報等の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、借主の求めに応じて、管理・監督の状況を借主に対して適宜報告しなければならない。
(業務従事者への周知)
- 第9 貸主は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。
(複写又は複製の禁止)
- 第 10 貸主は、この契約による業務を処理するため借主から引き渡された個人情報等が記録された資料等を借主の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
(返還、消去及び廃棄)
- 第 11 貸主は、この契約による業務を処理するために、借主から提供を受けた個人情報等又は貸主自らが取得した個人情報等が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときに、借主の指定した方法により直ちに借主に返還し、消去し、又は廃棄するものとする。
(定期報告及び緊急時報告)
- 第 12 貸主は、借主から、個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
(監査等)
- 第 13 借主は、この契約による業務に係る個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証し、及び確認するため、貸主及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査(以下「監査等」という。)を行うことができる。貸主及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。
- 2 借主は、前項の目的を達するため、貸主に対して必要な情報の提供を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 前 2 項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。
(漏えい等事案が発生した場合の対応)
- 第 14 貸主は、この契約による業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること(再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。)を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに借主に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容及び件数並びに事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、借主の指示に従わなければならない。
- 2 貸主は、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、借主その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。
- 3 借主は、この契約による業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。
(契約解除)
- 第 15 借主は、貸主が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 貸主は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、借

主に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。
(損害賠償)

第 16 貸主の故意又は過失を問わず、貸主が本特記事項の内容若しくは法令に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、借主に対する損害を発生させた場合は、貸主は、借主に対して、その損害を賠償しなければならない。

参考様式

島根県立特別支援学校小・中学部児童・生徒用一人一台端末(Windows)整備事業品目別内訳明細表

(単位:円)

No.	品名	メーカー名	型式	標準単価	島根県立出雲養護学校（みらい分校舎）	島根県立松江緑が丘養護学校	児童等増への対応機・予備機	合計	標準価格	備考
1 タブレット端末等										
1	〇〇〇	〇〇	〇〇		6	3	1	10	0	
2	〇〇〇	〇〇	〇〇		6	3	1	10	0	
機器計									0	
2 諸経費										
1	〇〇〇	〇〇	〇〇		6	3	1	10	0	
2	〇〇〇	〇〇	〇〇		6	3	1	10	0	
諸経費計									0	
合計									0	
消費税及び地方消費税(10%)									0	
総合計									0	

資 金 計 画

件名：島根県立特別支援学校小・中学部児童・生徒用一人一台端末（Windows）整備事業一式

年月	支払金額	賃貸借料	うち消費税等の額
令和8年（2026年）12月	0円		0円
令和9年（2027年）1月	0円		0円
令和9年（2027年）2月	0円		0円
令和9年（2027年）3月	0円		0円
令和8年度計	0円	0円	0円
令和9年（2027年）4月	0円		0円
令和9年（2027年）5月	0円		0円
令和9年（2027年）6月	0円		0円
令和9年（2027年）7月	0円		0円
令和9年（2027年）8月	0円		0円
令和9年（2027年）9月	0円		0円
令和9年（2027年）10月	0円		0円
令和9年（2027年）11月	0円		0円
令和9年（2027年）12月	0円		0円
令和10年（2028年）1月	0円		0円
令和10年（2028年）2月	0円		0円
令和10年（2028年）3月	0円		0円
令和9年度計	0円	0円	0円
令和10年（2028年）4月	0円		0円
令和10年（2028年）5月	0円		0円
令和10年（2028年）6月	0円		0円
令和10年（2028年）7月	0円		0円
令和10年（2028年）8月	0円		0円
令和10年（2028年）9月	0円		0円
令和10年（2028年）10月	0円		0円
令和10年（2028年）11月	0円		0円
令和10年（2028年）12月	0円		0円
令和11年（2029年）1月	0円		0円
令和11年（2029年）2月	0円		0円
令和11年（2029年）3月	0円		0円
令和10年度計	0円	0円	0円
令和11年（2029年）4月	0円		0円
令和11年（2029年）5月	0円		0円
令和11年（2029年）6月	0円		0円
令和11年（2029年）7月	0円		0円
令和11年（2029年）8月	0円		0円
令和11年（2029年）9月	0円		0円
令和11年（2029年）10月	0円		0円
令和11年（2029年）11月	0円		0円
令和11年（2029年）12月	0円		0円
令和12年（2030年）1月	0円		0円
令和12年（2030年）2月	0円		0円
令和12年（2030年）3月	0円		0円
令和11年度計	0円	0円	0円
令和12年（2030年）4月	0円		0円
令和12年（2030年）5月	0円		0円
令和12年（2030年）6月	0円		0円
令和12年（2030年）7月	0円		0円
令和12年（2030年）8月	0円		0円
令和12年（2030年）9月	0円		0円
令和12年（2030年）10月	0円		0円
令和12年（2030年）11月	0円		0円
令和12年（2030年）12月	0円		0円
令和13年（2031年）1月	0円		0円
令和13年（2031年）2月	0円		0円
令和13年（2031年）3月	0円		0円
令和12年度計	0円	0円	0円
令和13年（2031年）4月	0円		0円
令和13年（2031年）5月	0円		0円
令和13年（2031年）6月	0円		0円
令和13年（2031年）7月	0円		0円
令和13年（2031年）8月	0円		0円
令和13年（2031年）9月	0円		0円
令和13年（2031年）10月	0円		0円
令和13年（2031年）11月	0円		0円
令和13年度計	0円	0円	0円
合計	0円	0円	0円